

(財政金融委員会)

平成三十年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(閣法第二号)(衆議院)

送付) 要旨

本法律案は、令和元年度一般会計補正予算(第1号)等を編成するに当たり、国債の追加発行を抑制するとの観点から、平成三十年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金の処理についての特例措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、剰余金処理の特例

歳入歳出の決算上の剰余金のうち二分の一を下らない金額は、公債又は借入金償還財源に充てなければならぬと定めている財政法第六条第一項の規定は、平成三十年度の剰余金については適用しない。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。